

第 8 号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例（平成 2 8 年条例第 8 号）
の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 略 (2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項</u> に規定する個人識別符号をいう。 (3) 要配慮個人情報 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 4 項</u> に規定する要配慮個人情報をいう。	(定義) 第 2 条 略 (2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項</u> に規定する個人識別符号をいう。 (3) 要配慮個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項</u> に規定する要配慮個人情報をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 8 月 5 日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

個人情報保護制度の見直しにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。